

2021.2.1

2月の予定

・2/5 19時～ 新人歓迎会・副
会長当選祝賀会・新年会（WEB）

・2/18 11時半～ 第3回意
見交換会「弁護士の専門性と弁護
士会」

・2/19 17時～ 若手会企画
「離婚事件研修」（Zoom）

・2/24 12時～ 第11回幹事
会

春秋会

ニュースレター

2021.2



弁護士生活5年目を迎えた先生に 聞いてみた！

本年1月に弁護士生活5年目を迎えられた池田健人先生（写真右下）、高一成先生（左上）、中原大雄先生（左下）に、仕事のこと・会活動への関与のこと等について、インタビューをさせていただきました。本年1月に新しく弁護士として勤務を始められた73期の先生方もたくさんいらっしゃるかと思います。そんな73期の先生方にとってはちょっと先輩といえるような存在の方のお話として、そして、諸先輩方にとっては若手がこんなことを思っているんだというお話として、ご参考になれば幸いです。

今回お話をお聞きした3名の先生は、3年目で独立された先生、3年目で事務所を移籍された先生、4年間ずっと同じ事務所で在籍されている先生と様々です。

現在の仕事の内容をお聞きすると、池田先生は会社関係の事件を幅広く扱っている、高先生は個人破産・個人再生を多く扱っている、中原先生は被害者側で交通事故事件を多く扱っているという傾向があるそうです。最初の頃は先輩弁護士と一緒に処理・対応するという感覚が強かったそうですが、最近では、自ら一通りの処理・対応に当たるという業務がかなりの割合を占めるそうです。

弁護士の「専門性」についてお聞きすると、そもそも弁護士の専門性とはなにかよく分からないところがある、今後自らの専門性をどう確保していけばいいのか正直悩んでいる、春秋会の先輩には種々の種類の事件を幅広くされている先生が多い印象がある、専門性は自ら望んでできるというよりは事件をこなしているうちに自然とできるのではないかと、会社関係でいうと特定の業種に強いという意味での専門性もこれからはあるのではないかとといった意見が挙がっていました。先生によっては上記のように多く扱ってられる分野があるそうですが、当該分野の事件について、最初の頃よりは勘所を掴めるようになった、依頼者の方への対応がうまくいったという成長を感じる一方で、難しい法的問題点を抱えるような場面に遭遇した時に対応できる自信があるとはいえないのが率直なところであり、専門分野があると自ら名乗るのは憚られるという意見も挙がりました。また、特定の分野を多く扱っていると、一般民事事件のようにどの弁護士でも取扱うであろう事件の依頼が久々に来た際に少し気後れしてしまうようになりそう、という意見もございました。周りの同期に「専門性がある」と思う弁護士がいるかについてお聞きすると、特定の分野を扱う事務所に入所した方などはそうであろうが、5年目を迎えた現時点で「専門性がある」という同期は非常に稀ではないかというお話もありました。

2月号内容紹介（P 2）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

次に、これまでの中で印象に残った業務についてお伺いしました。そこでは、高齢者を狙ったリフォーム詐欺の事件において窮地に陥られた高齢被害者の方を救済することができた案件について、大変な労力を要し費用対効果という面からみれば決してよい事件ではなかったが、困られている市民の方を救済するという「まさに弁護士」というべき経験ができて非常にやりがいを感じたというお話がありました。また、これまでは先輩弁護士の補助的役割で行ってきた法人破産申立てについて、初めて、最初から最後まで自分で全体をさばいて対応したという経験について、不安な面もあったが、やってみたいことで結果的にはうまく対応でき、苦勞したがとてもいい経験ができたというお話もございました。

弁護士会の活動や春秋会内での活動についてもお話をいただきました。池田先生は3年目の時に春秋会若手会担当の副幹事長を、中原先生は2～4年目の時に春秋会の嘱託弁護士をされるなど、お三方とも春秋会には深く関与されている一方、日々の業務の多忙さなどから弁護士会の委員会活動からは少し離れてしまっているということでした。弁護士会の活動か、春秋会の活動のいずれかに関与していることが他の事務所の先生方と繋がりを持つ上で重要なことであり、所属事務所の外にも頼れる人がいることは大切である、と感じておられるそうです。春秋会内で徐々に人間関係ができて楽しくなり、また、先輩が会派内で色んな役割を与えてくれることで責任感が芽生え春秋会への関与が少しずつ濃厚になってきたということだそうです。春秋会の嘱託弁護士をしていると、春秋会内の凄い先生方にも名前を覚えていただくことができ、頑張っているね、と声をかけてもらえることもあるそうです。

最後になりますが、弁護士の専門性などに関し、真剣に、熱く、お話くださる先生方のお姿に、先生方がこれまで4年間弁護士として懸命に突っ走ってこられたことを感じさせていただき、実務家としては同じく5年目を迎えたものの弁護士としてはまだ1年目の聞き手の私にとって、私も先生方に負けないよう頑張っていきたいと励みになりました。

お忙しい中インタビューに応じてくださった池田先生、高先生、中原先生、本当にありがとうございました。



(堂島法律事務所 69期・信吉 将伍)

2月号内容紹介 (P 3)

- 1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた!

p 1~2

- 2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

- 3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書(案)の意見照会がされています

p 4~12

- 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13~15

- 5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15~16

- 6 今月の一枚(ロックダウンが生み出した魔法の一枚)

p 16~17

HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告 (脇山会員ご寄稿)

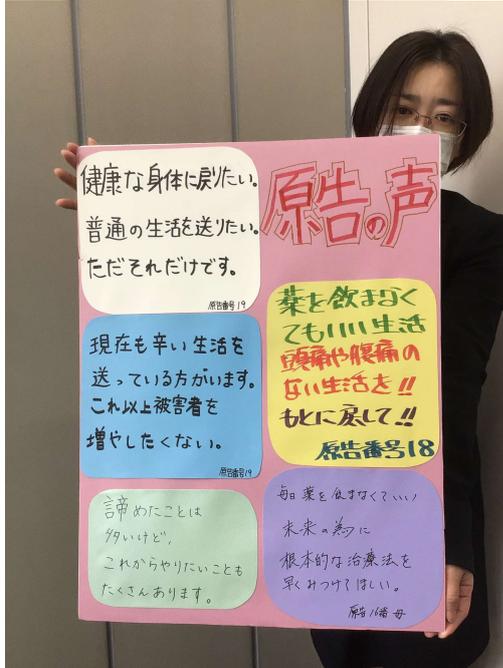
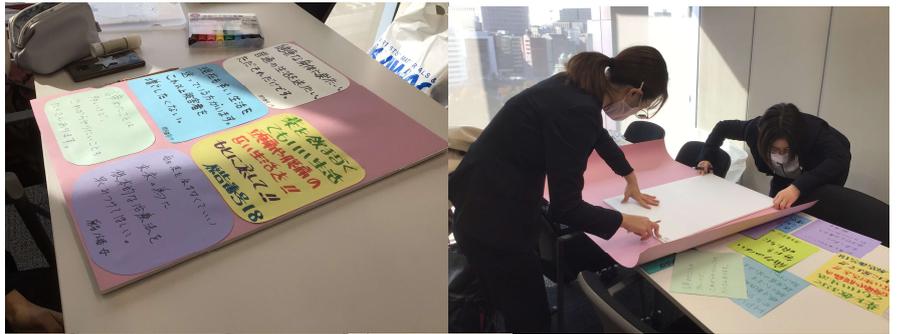
私の所属するHPVワクチン薬害訴訟大阪弁護団は、2018年から、ドキュメンタリー映像を撮影するゼミに参加する大学生さんの取材を受けております。1年目は被害者さんたちに密着、2年目は私を含む新人女性弁護士3人に密着した映像を撮影してもらいました。3年目となる今年は、原告の一人が作成者側としてもかかわっており、現在映像を編集中です。

今年は新型コロナの流行に伴い、支援者と呼んでの集会などを開くことができず、学生さんたちが訴訟に関する絵をとれているのか、弁護団としても心配していました。

しかし、その中でもできることを考え、作成者としてかかわる原告さんから、他の原告さんに声をかけてもらって、原告の声を集めたプラカードを作成しました。

作成する中で、原告さんと訴訟以外の話をする時間もたくさん持つことができ、私もたくさん刺激を受けることができました。

コロナが明けたら、原告さんと一緒にこのプラカードをもって街頭宣伝をする予定です。早く道行く人にお披露目したいな、と思っています。



(堺総合法律事務所 71期・脇山美春)

2月号内容紹介（P 4）

- 1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

- 2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

- 3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

- 4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

- 5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

- 6 今月一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています （正木会員ご寄稿）

1、2月19日の法制審部会で中間試案が確定し、パブリックコメントが実施されます。

法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会で、昨年12月25日、民訴法改正に向けた中間試案のたたき台（部会資料12）が提出され、さらに1月22日の部会に、中間試案たたき台その2（部会資料13）が提出されました。どちらも法制審のホームページで公開されています。

2月19日の法制審部会で中間試案を確定し、パブリックコメントが実施されます。実施期間は2月後半から4月（4月のいつまでかはまだ未確認）の予定です。しかし、日弁連及び弁護士会にとっては事実上、年度末（3月末）までにパブリックコメントへの対応を迫られます。

2、日弁連意見書（案）に対する意見照会が、弁護士会及び関連委員会にされています（回答期限2月22日）

日弁連は、このパブリックコメント並びに法制審部会に日弁連意見を提出するため、110頁に及ぶ意見書（案）を作成し、2月22日を回答期限として、各弁護士会と関連委員会に意見照会をしています。その回答をふまえて、3月18日、19日の日弁連理事会で意見書の承認を求めるタイムスケジュールで、極めてタイトです。

中間試案は、多岐にわたる重要論点が目白押しで、その検討いかんが、国民の裁判を受ける権利、民事訴訟制度の在り方、司法や弁護士の在り方、非弁問題や地域司法問題（支部機能の一層の引き上げの懸念）等々に大きな影響を及ぼします。

重要論点がとても多いのですが、いくつか絞ってご報告と問題提起をさせていただきます。日弁連意見書（案）そのものをご覧になりたい方は、ご連絡ください。

2月号内容紹介（P5）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

3 オンライン提出の義務化

(1) 甲案は、本人訴訟を含めて全面義務化です。例外は「電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認められるとき」だけです。

乙案は、訴訟代理人にオンライン提出を義務化するもので、例外はありません。

丙案は、「電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない」、つまり義務化しないものです。

(2) このオンライン提出の義務化問題は、国民の裁判を受ける権利に直結する問題です。

I T化が進んでいる諸外国の例を見ても、最初は訴訟記録の電子化から、それも一気にではなく、相応の期間をかけて段階的に整備・拡充してきたものです。また、日本の議論と異なり、e法廷から開始した例は皆無です。まずは、信頼性（セキュリティを含め）・安定性・利便性の確保されたシステム作りから開始されるべきです。I T化が進んでいると言われる諸外国では、専門家についても、義務化（強制）ではなく利便性での誘導で定着を図っています。一部の国（ないし連邦国家での一部の州もしくは一部の種類の裁判所）で専門家に義務化している例はありますが、相応の期間をかけてシステムに対する信頼性を確保し定着してから、いわば確認的な状況下での専門家への義務化です。まして、本人訴訟の本人にオンライン提出を義務化している国は、資料を見る限りではシンガポール以外には見当たりません。

それなのに日本では、いきなり、本人にまで義務化する法改正の案（甲案）が勢いをもって議論されているのです。「効率性」「利便性」の掛け声で前のめり、「裁判を受ける権利」を守る観点はないがしろの議論であると思います。

日本では、いつ、どのようなシステムが作られるのか、そのシステムは、信頼性（セキュリティを含め）・安定性・利便性がどう保障されるのか、こういったシステム内容さえ未知数の段階で、全面的なI T化の民訴法改正作業が先行しており、順番がさかさまです。

(3) 私は丙案支持ですが、少なくとも甲案は、国民の裁判を受ける権利の侵害に直結するものであり、この重要な権利を守るべき日弁連や弁護士会は取りえないはずだと思います。

2月号内容紹介（P 6）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

しかし、日弁連意見書（案）は、「段階的に実施」という表現を取りつつ、今次の法改正の中で甲案を（例外規定をもっと広く認めるべきとはしていますが）本則（条文）に入れておいて、附則で「実施にあたっては、環境整備等の進捗状況を検証した後に、まず乙案を先行させる」旨を定めておくなどして、その施行に国会の判断を必要とすべきとしています。しかし、「前提条件」がどうなるのかも全く見えないのに、なぜ今次の法改正でいきなり甲案を条文に入れるとの意見を述べるのか、私には納得できません。そもそも本人には義務化すべきでないこと、甲案に反対であることは前述のとおりですが、仮に段階実施の立場であっても、日弁連 2020 年 6 月意見書は、段階的にして様々な条件を述べているので、少なくとも今次の民訴法改正では条文で甲案を入れるべきではない（せいぜい将来の課題）という結論になるべきだと思います。

さらに、本人の義務化は、本人サポートに名を借りた非弁の温床になる懸念があります。また、日弁連が甲案に賛成すると、本人サポートを現場の弁護士・弁護士会がどうするのかということも迫られます。負担や本人とのトラブルも懸念されるどころです。

4 訴えの提起、準備書面の提出

オンライン提出について、本人確認の方法や、ID及びパスワードの付与、アカウント発行等、まだ検討が充分なされないまま議論が突き進んでいますが、なりすましや非弁問題等、重要な問題があります。この問題は、オンライン提出だけでなく、ウェブ会議でのなりすましや非弁問題、不当な介入にも関連します。

5 送達

システム送達（電子情報処理組織を利用した送達）。

ここでは、通知アドレスに通知したにもかかわらず、そのファイルを開覧しない場合は、一定期間が経過したらみなし送達の規律が提案されています。しかし、電子メールの信頼性には限界があります。すべてを対象にすべきではありません。

さらに、訴状までシステム送達できる場面を拡大したいという思惑の「注」がありますが、予期せぬ訴状送達の場面、訴訟詐欺や消費者被害の誘発、拡大につながる危険性が高く、訴状についてはシステム送達の対象にすべきではないと思います。

6 口頭弁論

2月号内容紹介（P7）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

(1) 遠隔地要件を外し、裁判所は「相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて」ウェブ会議等を用いて口頭弁論の期日を行えるとするものです。

「当事者の意見を聴く」だけですから、当事者が異議を述べたとしても、裁判所の判断でウェブ会議等の方法による口頭弁論期日の開始を決定することを可能とするものです。これに後述のウェブ会議による人証調べを組み合わせることもできます。

さまざまな事件で、公開の法廷での口頭弁論期日が果たす役割の重要性は、私たち弁護士は実感してきているのではないのでしょうか。公害事件、労働事件、消費者被害事件、国や行政を相手にする事件等々、様々な事件があります。しかし、モニター越しになったとき、直接主義、口頭主義、公開主義といった訴訟原則の長所を減殺し、ひいては裁判を受ける権利を後退させるものです。

直接主義も公開原則も、形式的に判断すべきではないと思います。裁判官が法廷にいて、傍聴人が傍聴できれば、法廷のモニター越しのやり取りであっても憲法の「公開原則」は充たす、という形式論でいいとは思いません。

(2) また、この口頭弁論期日に限らず、中間試案の全体を通じて、裁判官が当事者等と直接会わずに済ませようとする方向性が顕著ですが、それでいいのでしょうか。ただでさえ、日本の裁判官は市民的自由もないのに、ますます裁判所の中にもこもることになるのではないのでしょうか。画面越しやシステム（電子情報処理組織）利用が中心になって、生身の人間に接しなくなっていくのでしょうか。

(3) なお、ウェブ会議での口頭弁論期日は、本人確認、同席者、所在場所がどこになるのか等、様々な問題もあります。なりすまし、非弁問題、不当な介入などの懸念があり、裁判所の訴訟指揮権や法廷警察権をどう行えるのか等の問題もあります（争点整理手続を含めたウェブ会議全般に、共通する問題があります）。

7 新たな訴訟手続（以前の呼称は「特別訴訟手続」）

(1) 甲案は、原告が「新たな訴訟手続」を取った場合、第1回口頭弁論期日終了までに被告が通常の手続に移行するよう述べないと（つまり消極的同意で良しとするもの）、この手続で進行し、第1回期日から6月以内に審理を終結しなければならない。途中で通常訴訟に移行することはできない。証拠は即時調べることのできるものに限定。判決には控訴できず、異議を述べると

2月号内容紹介（P 8）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

終結前の程度に戻って通常訴訟になるが、判決を出した裁判官が手続を行う、というものです。これは、最高裁が提案した案とほぼ同じです。

乙案は、昨年11月27日の法制審部会で突然提案されたものです。第1回口頭弁論期日の終了時まで、共同の申立てにより、この手続を取れる。答弁書の提出後、裁判所は審理計画を定める。審理計画には、①争点及び証拠の整理を行う期間、②証人及び当事者本人の尋問を行う時期、③口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期、を定めなければならない。審理計画には、攻撃防御方法を提出すべき時期等も定めることができる。審理計画を定めた日から審理の終結までの期間を6月以内とし、上記①は審理計画を定めた日から5月以内、上記②は①の期間が終了した日から1月以内、上記③の口頭弁論の終結予定時期は最後に尋問を行った日（つまり尋問結果をふまえた最終準備書面の提出はできない）、上記③の判決の言渡し予定時期は、口頭弁論終結の日から1月以内。一方当事者からの通常訴訟移行の申述により通常訴訟に移行するが、既に指定していた期日は通常手続のために指定したものとみなす（つまり、人証調べとして予定されていた期日は、通常訴訟に移行してもそのままではないか）。不服申し立ては、控訴（つまり、実質的な審級の利益が保障されない）、というものです。

丙案は、新たな訴訟手続に関する規律を設けない、とするものです。

(2) 甲案は、近代民事訴訟の諸原則に反し、「訴訟手続」に値せず、ラフジャスティス（粗雑な審理・粗雑な判断）を招き、憲法32条が保障している「裁判を受ける権利」を侵害することが、あまりにも明らかです。

(3) 問題は、突然提案された乙案です。

日弁連意見書（案）は、「甲案に反対する。現在の乙案を基礎として、更に検討を行うことに賛成する」としています。私は、甲案にも乙案にも反対し、丙案に賛成すべきであると思います。

乙案は、「期間限定訴訟」であることは甲案と共通なのに、一見すると、共同申立てであること、甲案と違って明文での証拠制限がなく、途中で一方当事者だけで通常訴訟に移行できるとしているため、問題点が見えにくいかも知れません。

しかし、民事訴訟制度は権利義務を確定するものであり、当事者は主張立証を尽くす権利があり、「判断をするに熟した時」でなければ終結できないことが、近代民事訴訟の重要な原則です。これらは、憲法の裁判を受ける権利

2月号内容紹介（P 9）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

の具体化であり実質的に保障するものです。「期間限定訴訟」はこの原則に反し、裁判を受ける権利を侵害するおそれがあります。期間が限定されることで、事実上、主張や立証は制限を受けます。

また、裁判当初の段階で「審理計画」を立てることには無理があります。この審理計画を立てるために要する期間が「6月」の前に加わります。さらに一方当事者の申述で通常訴訟に移行できるとなると、「期間予測の可能な迅速訴訟」のうたい文句は羊頭狗肉となります。乙案は根本的な矛盾を抱えているのです。

他方、通常訴訟に移行できても、同じ裁判官が審理を続ける上に、既に作成された審理計画による縛りがどうなるのか、既に指定された期日があるまま適用されるので、例えば十分な証拠を集めてから人証調べをしようと思って通常訴訟に移行しても、指定されていた人証調べ期日はそのまま実行される可能性もあります。

また、100件を超える事件を抱え毎月多数の新件が割り当てられる裁判官が、この期間限定の手続きをこなそうとすると、粗雑な審理・粗雑な判断になってもいいと割り切って対応したり、期間限定でない通常訴訟にしわ寄せが行くのではないのでしょうか。また、裁判官が、民事事件はラフジャスティス（粗雑な審理・粗雑な判断）でもよいという姿勢になってしまうなど、民事裁判全体に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(4) 甲案にも乙案にも反対し、丙案（新たな訴訟手続に関する規律を設けない）に賛成すべきと考えます。

日弁連意見書（案）は、「現在の乙案を基礎として、更に検討を行うことに賛成する」としており、これでは基本的に乙案に賛成となってしまいますが、乙案の枠組は上述のとおり問題です。意見書（案）は、当事者の自主性を強調し、当事者がコントロール可能なものとして、事件の状況等について様々な前提条件を述べていますが、乙案そのものにはそのような前提条件は全くなく、「現在の乙案を基礎として」と主張する前提を欠いていると思います。また、「当事者の自主性を活かして主体的に審理をコントロールできる」と考えるのは、裁判所の訴訟指揮権等を考えた時、そして現実の裁判官や裁判の状況を考えた時、あまりにも危ういのではないのでしょうか。まして、現在の案は、下記のとおり本人訴訟にも適用されるのです。

2月号内容紹介（P10）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法○×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

従前の案では、このような特殊な制度は専門家が付いていないと無理だということで、訴訟代理人がついていることを要件にしていましたが、中間試案たたき台ではこれを要件とせず（本人訴訟も対象）、訴訟代理人の要否の検討は（注）に落としています。司法書士会の委員は、本人訴訟にも適用することを強く求めています。なお、訴訟代理人を要件としても、甲案も乙案も反対であることは前述したとおりです。

また、（注）で消費者事件と個別労働事件を除くことの検討を挙げていますが、この2つの類型を除けばよいということにはなりません。

8 証人尋問等

ウェブ会議での人証調べを認めるものです。要件が緩和されています。リアルな人証調べの重要性は言うまでもありませんが、原則と例外の位置づけが変容していく懸念があります。

また、証人等の所在場所等の規律の問題があります。現行法と異なり、いずれかの裁判所の法廷という限定がありません。なりすましや非弁問題、画面で見えない方法での不当な介入などの問題もあります。訴訟指揮権や法廷警察権をどのように行使するのかの問題もあります。いずれかの裁判所に場所を限定すべきです。

さらに、ハイブリッド方式による証人尋問（合議体の一部の構成員が裁判所外で手続に関与する）が提案されていますが、その場合は「裁判所外での証拠調べ」であるから口頭弁論期日ではないとして、「非公開」であるとしています。極めて問題であり、反対する必要があります。

9 その他の証拠方法

鑑定人の口頭意見の際に、「当事者に異議がない場合」の要件が欠けています。

検証も、「リアル検証はなかなかできないが、ウェブ検証でも検証ができるだけマシではないか。」と誘導されそうですし、合議体の一部の構成員に裁判所外での関与を認めるハイブリッド型の検証の提案もされています。やはり、リアルな検証を求める必要があると思います。

10 新たな和解に代わる決定

元々は最高裁の提案です。

甲案は、裁判所が「和解に代わる決定」をすることができるとするもの。本人訴訟にも適用があり、決定に対して異議を出せるが、決定を出した同じ裁判

2月号内容紹介（P 11）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17

官が手続を続けるので、判決になった際に結論は変わらない、あるいはよりひどくなる危惧すらあり、当事者は異議を諦めることになるでしょう。本質は「理由抜き判決」です。「和解を試み・・・和解が整わない場合において・・・当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で」とするが、何らしばりになりません。

乙案は、「新たな和解に代わる決定の規律を設けない。」とするものです。

甲案に反対し、乙案に賛成です。

1 1 訴訟記録の閲覧等及びその制限

閲覧等の制限の決定に伴う当事者等(代理人も該当)の「公法上の義務の新設」が提案されています。「目的外利用や当事者等以外の者への開示をしてはならない」というもので、大きな制約となりえます。消費者事件や類似の集団訴訟等での情報共有や、世論への働きかけによる解決、立法運動等々に困難をもたらします。「正当な理由なく」とあっても、これで救済されるかどうかは不安定であり、委縮効果を避けられません。また、弁護士にとって懲戒の問題もあります。

日弁連意見書（案）は、より踏み込んで「秘密保持命令制度の創設」を提言しています。もともとは情報・証拠収集方法の拡大を求めるのと表裏の関係での提言だったものが、情報・証拠収集方法の拡大と無関係に述べることは、趣旨が全く違し、極めて危険だと思います。私は、この日弁連意見書（案）の「秘密保持命令制度の創設」の提案には反対です。

1 2 その他

(1) 以下にいくつかの項目を挙げるだけでも、要注意の様々な提案がされています。全体的に、原則と例外の概念がなくなる勢いです。

裁判所が「柔軟に」手続を進めることができるようにする。当事者の意見は「聴く」だけ、裁判所が「相当」と判断すればよい。裁判所の職権を拡大する。受命裁判官のできる職務を拡大する。裁判所がすることになっている手続を裁判長権限にする。書記官の権限を拡大して、裁判所・裁判官の仕事の肩代わりをさせる。主張や立証の提出期限を過ぎた場合のペナルティも検討。

期日を入れずに「期日外の協議」だけでも争点整理手続ができるようにする（期日のない手続はといったいどのようなものになるのか。また、「期日」でない手続だと、裁判官の所在場所はどうなるのか。例えば、裁判官が本庁に所在し

2月号内容紹介 (P 12)

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた!

p 1~2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書(案)の意見照会がされています

p 4~12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13~15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15~16

6 今月の一枚(ロックダウンが生み出した魔法の一枚)

p 16~17

たまた、非常駐支部の事件の争点整理が可能になるのでは、という支部問題への影響も想定される)。

本人訴訟の方が多し簡易裁判所にも、地方裁判所と同様のIT化の規律を適用する。

(2) IT化の名のもとに、あまりにも大きな変容を民事訴訟制度にもたらす多くの提案が、きわめて短期間でなされています。前述したとおり、e法廷から始めた国はありません。民事訴訟制度は、このような急激な変化をこんな短期間の議論で推し進めてはいけないと思うのです。

(関西合同法律事務所 31期・正木みどり)

関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

6 おひとりさま滑り台

GPSの数値も満足したところで、山を下り、加古川線の旅に戻ろう。

平成の経緯度交点から、登ってきた反対側の道を通って下山すると、長い滑り台がある。2~300メートルはありそうだ。



今回は、一人で来ており、さきほどから怪しい行動が多いし、子供向けの滑り台を大人が滑るのにつき躊躇を覚えるが、せっかくだから滑ってみることにする。滑ってみると、思いのほかスピードがでるし、お尻の部分が摩擦で熱

い。5分くらいかけて滑り降り、だれも見えないことを確認して、そそくさと立ち去る。

なんで、こそこそしないといけないのか。昔から思っているのだが、我が国は、一人で行動をする者に対し不寛容である。今回の筆者のように、ひとりで公園の滑り台を滑っていると怪しまれる。不審事例として、近隣にスマホで伝達される可能性もある。筆者は、一人海水浴や一人スキーを行ったことがあるが、なんとなく奇異な目で見られる。ひと昔前は、女性の一人旅の宿泊を拒否する宿もあったとの話も聞かすが、言語道断な話である。今回のコロナ禍においては、旅行好きの筆者はストレスがたまりっぱなしであるが、「一人●●」を認める社会に変容するきっかけになりそうな点は喜んでい

7 隣の駅まで歩く

2月号内容紹介 (P 13)

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた!

p 1~2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書(案)の意見照会がされています

p 4~12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13~15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15~16

6 今月の一枚(ロックダウンが生み出した魔法の一枚)

p 16~17

さて、滑り台を滑り終えたのが15時20分頃。日本へそ公園駅まで5分で着くとして、15時33分発の加古川行きと、16時08分発の谷川行きがある。取材の目的からすれば、16時20分発の谷川行きに乗って、加古川線を踏破すべきである。いっぽう、急斜面を上り下りして疲れたので、これ以上加古川線に深入りせず、15時34分の電車で帰ってもいいなどの気持ちもある。日本へそ公園も一通り見たので、無人駅で1時間待つのもつらい。

かなり迷ったものの、やはり、谷川まで行き、加古川線を踏破することにした。それでは、この1時間をどうするか。「何もない駅で、1~2時間待つ」という行為は、乗り鉄をやっていると不可避である。いまでこそ、スマホがあるので、適当にネットサーフィンしていれば1時間くらいはつぶせるが、昭和や平成初期は、どうやって時間をつぶしていたのか? 思い出すこともできない。



ただ、今回のように1時間前後に次の電車があるような場合、筆者は、歩いて次の駅まで行くという行動をとることが多い。もちろん、雨や雪が降っていない場合に限る。

JR線の総延長は約2万キロ、全駅数は約5000駅である(この数字は、結構基本的な数字なので、鉄ちゃんを目指す方は、押さえておきたい)。とすると、ザクッといて、平均駅間距離は(20,000÷5,000=4)で、4キロである。人間の歩く速度は平均的に時速4キロなので、1時間あれば隣の駅に行けることが多い。

当然のことながら、「いやいや、そんなめんどくさいことしなくても、電車を待てばいいではないか」という、極めて正当な反論が予想されるが、①健康によいし、②電車と比べて圧倒的に遅いため、町の細かいものが観察できる、③電車が走っているところや線路が見えるという理由で、筆者は歩くことにする。

日本へそ公園の次の駅は、黒田庄という駅である。時刻表には起点である加古川からの距離が記載されており、日本へそ公園は36.1キロ、黒田庄は38.5キロである。その距離は、2.6キロ、1時間あれば、廻り道があったとしても余裕である。



今日の天気は、基本は晴れだが、播州平野もこのへんまで北に上がってくると、日本海側の雪雲が、低い分水嶺を超えてやってくるので、時折、小雪がちらつく。歩くルートは、住宅地と冬枯れの田畑という、なんの変哲もない風景であるが、電車に乗っていたら絶対に見えない「電車の走っている風景」(写真)や、細かい看板、標識が見えるのが楽しい。

たとえば、「日本のへそ」という標識(写真)があるが、予備知識がなければ意味の分からない謎の看板である。看板下部の英語表記は、

“CENTER OF JAPAN”となっており、かなり意識であるが、こちらの方が分かりやすい。などということを観察できるのも徒歩の強みである。

2月号内容紹介（P14）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17



8 鉄道標識

前回の後半から、電車に乗った話が出てこず、「乗り鉄」話ではなくなってきたが、徒歩ルートも半分を超え、線路沿いの道を歩くようになる。

線路沿いの光景を撮影したのが左の写真である。この「5.0」と記載された立札のようなものがあるが、これを「勾配標」という。実は、大阪近郊の線路にもいっぱい立っている。だれも、気に留めないだけである。坂道のキツさを示す標識で、この標識は、1000メートルの水平距離に対し、5メートルの高低差があることを示

す。5%（パーミル）の勾配という。箱根には、80パーミルがあったりするので、5パーミルは緩い坂である。パーミルは千分率なので、パーセントの10倍の数値であるから、決して複雑な単位ではないが、パーセントに比べ知名度は桁違いに低い。ただ、鉄道趣味の世界では、頻出の単位なので、この単位

を口にして、聞き直しや違和感なく話が進む人がいれば、鉄ちゃんと認定してよい。



9 阪神大震災

谷川行の電車の黒田庄駅発車時刻は、16時12分。16時少し過ぎくらいに、黒田庄駅に着いた。回り道もあったので、約3キロを30分強で歩いたことになる。けっこう、早足であった。

16時12分、谷川行の電車が日本へそ公園方向からやってきた。筆者が30分歩いた道のりを4分で駆けてきた電車である。例によって、1両で

はあるが、久々の暖房空間で、ほっこりする。やはり「乗り鉄」はいい。

電車は、かなり平野の狭くなった加古川沿いの谷を谷川駅に向かって進んでいく。もう、大きな町はない。終点の谷川も小さな町だ。よく、このような線区が残っていると思う。

もう26年もたつのかと思うが、26年前の1月、阪神大震災が発生した。阪神間の鉄道は、新幹線、JR神戸線、阪急、阪神の全てが寸断されバスによる代行輸送が行われた。阪神間の膨大な輸送量をバスで捌くのは困難で、長い行列ができたのを覚えている。

そのとき、東西（姫路以西と大阪以東）を結んだのが、無傷の加古川線であった。大阪から福知山線で、宝塚、三田を經由して谷川で乗り換え、そこから筆者が乗ったルートと逆方向に加古川に至る。加古川付近から西は、山陽本線が正常に走っていた。当時の記録によれば、通常9往復の加古川—谷川間が45往復となり、谷川駅の乗り換え客数が30倍になったとのことである。

2月号内容紹介（P 15）

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた！

p 1～2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書（案）の意見照会がされています

p 4～12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13～15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15～16

6 今月の一枚（ロックダウンが生み出した魔法の一枚）

p 16～17



その後、JR 西日本は、加古川線のバイパスとしての重要性を認識したのか、全線電化を実施し、このようなローカル線でありながら、「電車」が走っている。

鉄道はネットワークが重要である。走っている区間をミクロで見ると鉄道の必要性を疑われる場所であっても、全体としてのネットワークの維持の観点から必要な区間はある。この加古川線は、その重要性が実証された例である。

新型コロナウイルスの影響で、今、日本（世界）の公共交通は、きわめて厳しい状況にある。経営の苦しい企業により運営されている鉄道、航空路、航路のネットワークがスカスカにならないこと祈りたい。

谷川行きの一両の電車は、26年前の加古川線の偉業も、現在の世界の交通網の危機感も気にしないかのように、冬の夕方のゆるい日を浴びて、16時28分定刻に、谷川駅の短いホームに着いた。

（甲斐・広瀬法律事務所 60期・広瀬元太郎）

改正民事執行法〇×クイズ第2回

1 はじめに

今月の改正民事執行法のクイズです。

答えは、春秋会ホームページに掲載します。下のリンクをクリックしてください。

2 2月の問題

【テーマ 債権執行及び不動産競売関係】

- Q 1 債権執行事件において、差押債権者による取立ては権利であるから、債権者が任意に差押えを取り下げない限り、裁判所は差押命令を取り消すことはできない。
- Q 2 給与等の債権又は退職金等の債権に対する差押命令について、取立権が発生する時期は、改正前は債務者への差押命令の送達日から1週間経過後だったが、改正により送達日から4週間経過後に後ろ倒しされた。
- Q 3 不動産競売において、最高価買受申出人が暴力団員等である場合、執行裁判所は売却不許可決定をしなければならない。
- Q 4 不動産の買受けの申出をしようとする者（買受申出人）は、暴力団員等に該当しないこと等を陳述することが求められ、虚偽の陳述をした者は6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。このように暴力団員等に該当しないこと刑事罰によって担保されているため、実際に暴力団員等に該当するかの調査はされない。

2月号内容紹介 (P 16)

1 弁護士生活5年目を迎えた先生に聞いてみた!

p 1~2

2 HPVワクチン薬害訴訟原告弁護団の活動報告

p 3

3 「民訴法改正に関する中間試案」に対する日弁連意見書(案)の意見照会がされています

p 4~12

4 関西ローカル線乗り鉄紀行(2) vol. 2

p 13~15

5 改正民事執行法〇×クイズ第2回

p 15~16

6 今月の一枚(ロックダウンが生み出した魔法の一枚)

p 16~17

3 解答

<http://osaka-shunjyu-><http://osaka-shunjyu-kai.com/report/%e6%98%a5%e7%a7%8b%e4%bc%9a%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%ac%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%80%80%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%92%ef%bc%91%ef%bc%8e%ef%bc%92/>

(パスワード sjntnt)

(弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期・根本俊太郎)

今月の一枚(ロックダウンが生み出した魔法の一枚)

「しばらくは音楽家として生きる意味さえ見失いかけた」

新型コロナ禍は世界中のミュージシャンにも過酷な試練となった。全てのライブが中止され、スタジオに集って練習や曲作りをする機会さえ失われた。そうした孤独の中、やがて自分の音楽とは何かと本質的問いに向き合い、リモートでのやりとりと演奏という限られた条件の中で、新たな境地を切り拓くミュージシャンが次々と現れた。その中でも出色の一枚が、テイラー・スワフトさんの作品「フォークロア folklore」である。

若くしてカントリー畑からポップシーンに躍り出て、率直な物言いや自己の恋愛を素材とした赤裸々な歌詞、最先端の音楽やダンスを取り入れ、女性中心にティーンズの圧倒的サポートを得てきた彼女が、ロックダウンで自宅に籠もる中、名プロデューサージャック・アントノフやN Yのインディロック界の雄アーロン・デズナーと、完全にリモートで製作して昨年6月に突如発表し、世界を驚かせた。

それはアメリカンディフォークの蓄積に、個人的経験を離れた独創的な物語が歌われた珠玉の作品集となっていた。ポップスターとしての囚われから解放され、フォークという新しい器を得た彼女は創造性の才能を大きく飛躍させている。溢れる彼女の才能はその後曲作りを止めることができず、同じメンバーで今度はスタジオに籠もり、さらに音響的に深みを増した「evermore」という続編アルバムを年末にリリースした。いずれも長く聴き継がれることであろう逸品である。

(この一曲はジャスティン・バーノンとのデュエットが深い味わい作品)

<https://youtu.be/o5SQIECedTY>

(こちらは続編 evermore を象徴するリードトラック)

<https://youtu.be/RsEZmictANA><https://open.spotify.com/album/2fenSS68JI1h4Fo296JfGr?si=TKa8IBQIQ06UizfQNh16gA>https://open.spotify.com/album/40zKHK0aGM4PITqPy5vfQh?si=P_jnSuaQRniRG7BYy09XuQ

2020 年度 広報委員の紹介

委員長 中森俊久 (55 期)
 有村とく子 (50 期 昨年度委員長)
 山口昌之 (58 期 担当副幹事長)
 浦寛幸 (59 期 HP・新人歓迎会担当)
 広瀬元太郎 (60 期 WEB化担当)
 木場晶子 (67 期)
 加藤卓 (68 期 写真担当)
 鮫島千遙 (68 期)
 吉留慧 (68 期)
 信吉将伍 (69 期)
 高一成 (69 期)
 根本俊太郎 (70 期)
 佐久間ひろみ (71 期)
 足立敦史 (71 期)
 中西教子 (72 期)
 才木晴幹 (72 期)



(きづがわ共同法律事務所 41 期・青木佳史)

● 春秋会ニュースレターに掲載する記事等を募集します！

掲載希望の記事や写真などありましたら、中森委員長宛

(t-nakamori@abenolaw.jp)にお送り下さい。